

# 機器の点検・記録・保存がユーザー様の義務になりました。

業務用冷凍・空調機器を  
ご使用の皆様へ

2015年4月に「フロン排出抑制法」が施行されました。これは、稼働中の業務用冷凍・空調機器等からのフロンガス漏えいを抑制するため、機器の所有者（管理者様・ユーザー様）に対して、法定点検と記録を義務付けるものです。



## 所有者（管理者様・ユーザー様）が義務付けられた内容



\*1 フロン類を充填する場合、都道府県に登録された第一種フロン類充填回収業者へ委託する義務があります。



### 管理者様・ユーザー様に求められる点検内容

点検は、「簡易点検」と「定期点検」の2種類があります。もしも両方の点検を社外の業者に委託した場合でも、委託を行ったユーザー様が管理者であることは変わりません。

#### 簡易点検

すべての業務用冷凍空調機器（第一種特定製品）

点検方法	日常的な温度点検、製品からの異音、製品外観の損傷・腐食・錆びの検査など
頻度	3ヶ月に1回以上*2 *2 「定期点検」を行うことで兼ねることができます。
実施者	実施者の具体的な制限はありません

#### 定期点検

一定規模（圧縮機に用いられる電動機の定格出力7.5kW）以上の業務用冷凍空調機器

点検方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>発泡液や蛍光剤などを使用した直接法や機器の運転状況の記録などから判断する間接法での冷媒漏えい検査</li> <li>都道府県による勧告などの対象となる義務的 point 点検</li> </ul>
頻度	<ul style="list-style-type: none"> <li>7.5~50kWの空調機器（ビル用マルチエアコンなど）／3年に1回以上</li> <li>50kW以上の空調機器（中央方式エアコンなど）／1年に1回以上</li> <li>7.5kW以上の冷凍冷蔵機器（冷凍冷蔵ユニットなど）／1年に1回以上</li> </ul>
実施者	機器管理に関する資格などを保有する専門家（社外・社内を問いません）

「フロン排出抑制法」について詳しくは環境省、または経済産業省のホームページをご参照ください。

- 環境省ホームページ [http://www.env.go.jp/earth/ozone/cfc/law/kaisei\\_h27/index.html](http://www.env.go.jp/earth/ozone/cfc/law/kaisei_h27/index.html)
- 経済産業省ホームページ [http://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/ozone/index.html](http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/ozone/index.html)

お問合せ：日立アプライアンス株式会社 サービスエンジニアリングセンター

北海道 011-717-5146 東北 022-225-5972 東京 03-3649-3811 北陸 076-429-6861 中部 0568-72-0131  
関西 06-6303-6159 中四国 082-283-9374 四国 087-833-8701 九州 092-561-4854